

一般社団法人
東北地域づくり協会

マージン率等の公開資料

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します。

(令和 6 年 3 月末現在)

事業所名	一般社団法人東北地域づくり協会
所 在 地	宮城県仙台市青葉区八幡一丁目 4 番 16 号
派遣労働者数	5 4 人
派遣先数	5 社
① 派遣料金 (1 日 8 時間当たりの額)	4 2, 4 2 4 円／全業務平均日額
② 派遣賃金 (1 日 8 時間当たりの額)	2 2, 4 9 9 円／全業務平均日額
③ マージン率	4 7. 0 %
④ 教育訓練に関する事項	情報セキュリティ、土木工事の積算・検査・監督等
⑤ 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等	・締結している ・当該協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者) ・当該労使協定の有効期間の終期 (令和 8 年 3 月 31 日)

$$* \quad ③ \quad \text{マージン率} (\%) \quad = \quad (① - ②) \quad / \quad ① \quad \times \quad 100$$

マージンには、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費、教育訓練費や
その他当協会の運営費用などが含まれています。